

あなたの地域の 5年後、10年後の農業を 考えてみませんか

平成30年度
農地の借り受け、
貸し付けの受付を
2回行います。

「農地中間管理機構」は、
担い手への農地の集積・集約による効率的な利用を進めます



農地を貸したい方

- 賃借料は、機構からの口座振り込みにより、お支払いします。
- 機構に農地を預けても贈与税・相続税の納税猶予は継続されます。(税務署への届出が必要になります。)
- 契約期間終了後、農地は確実に戻ります。
- 機構に貸付けた農地は固定資産税が軽減される場合があります。
- 1回目の受付期間に申出された方で、国の交付要件等を満たした場合は、予算の範囲内で機構集積協力金の平成30年度の交付対象者となります。なお、現時点では2回目の受付期間に申出された方が、交付対象となるかどうかは未定です。詳しくは、お近くの市町農政担当課または県農業農村振興事務所へお問い合わせください。

お申し込みください!

※ 機構に農地を貸したい方は、申出書等を市町農政担当課またはJA担当部署窓口へ提出して下さい。

メリット

農地を借りたい方

- 農地をまとまりのある形で借受ることができます。
- 農地を長期(10年以上)に借入でき、効率的、安定的な農業経営ができます。
- 複数の所有者から農地を借りる場合でも、契約が一本化され賃借料の支払等の事務が軽減されます。
- 新規参入をめざす方へも農地の貸付が可能です。

ご応募ください!

※ 農地の借受を希望される方は、市町農政担当課またはJA担当部署窓口へ申込書等を提出して下さい。
また、機構へメールで提出することもできます。

【申込書提出専用アドレス】

E-mail : nouchikoubou@gmail.com

受付期間

平成30年

(1回目) **5月1日(火)～6月29日(金)**

(2回目) **9月25日(火)～11月9日(金)**

※ 貸付申出書と借受希望申込書の有効期限は、平成31年3月末日です。

農地中間管理機構による農地の借受・貸付の手順

(1回目スケジュール)

農地を貸したい場合

① 貸付の相談 (随時)

- ・機構または市町・JAの相談窓口で農用地等の貸付についてご相談ください。

② 貸付申出書の提出 (5月~6月)

- ・「貸付希望農用地等の機構への申出書」の承諾事項を確認のうえ、市町・JAの担当窓口にご提出ください。

③ マッチング (8月)

- ・市町やJA、農業委員会など関係機関と連携し、機構の貸付ルールに基づいて貸付希望農用地等とのマッチングを行い、適切な借受先を選定します。

④ 貸借契約の締結 (10月)

- ・マッチングが成立した農地について、農地の貸借契約の締結(協議)を行います。
- ・貸借契約は、市町が農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画」を定め、公告により権利が設定されます。

農地を借りたい場合

① 借受希望者募集への応募 (5月~6月)

- ・機構が行う「借受希望者の募集」に応募してください。
- ※ 申込書は市町・JA・機構窓口にて準備します。(当機構ホームページにも掲載)

② 応募者の公表 (7月予定)

- ・応募した方の氏名・名称、応募内容を整理し、農地中間管理機構のホームページで公表します。

③ マッチング (8月)

- ・市町やJA、農業委員会など関係機関と連携し、機構の貸付ルールに基づいて貸付希望農用地等とのマッチングを行い、適切な借受先を選定します。

④ 貸借契約の締結 (12月)

- ・マッチングが成立した農地について、農地の貸借契約の締結(協議)を行います。
- ・賃借権等は、機構が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく「農用地利用配分計画」を定め、県の認可、公告により権利が設定されます。

農地中間管理事業のご利用にあたって

1. 農地中間管理機構が借受ける農用地等の基準

- ① 農業振興地域内に限ります。
- ② 農用地等を借受ける期間は、10年以上とします。
- ③ 機構が借受ける農用地等は、次のものを除きます。
 - ・農用地等として利用することが著しく困難な農用地等
 - ・借受希望者の数や借受希望条件等からみて、その農用地等が貸付けられる可能性が著しく低い場合
 - ・法定相続人全員の同意が得られていない相続未登記農地

2. その他

- ① 貸付希望農用地等に対して借受希望者(受け手)が見つからない場合は、機構は借受けできません。
- ② 貸付希望農用地等の借受希望者(受け手)の選定は、機構に一任して下さい。
- ③ 農地を貸したい方は、借受希望者(受け手)への権利設定(県の認可)が出来るまでの間、自ら農用地等の維持管理をお願いします。
- ④ 機構との貸借契約は、正当な事由なく解約することはできません。
- ⑤ 農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

【問い合わせ先】 滋賀県農地中間管理機構 公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金

〒520-0807 大津市松本一丁目2-20 (滋賀県農業教育情報センター2F) TEL. 077-523-4123 FAX. 077-524-0245 E-mail shiganou@sepia.ocn.ne.jp

● 各地域の問い合わせ先

地域名	場所	TEL	地域名	場所	TEL
大津・南部	滋賀県南部合同庁舎4F	077-516-4570	湖東	滋賀県湖東合同庁舎2F	0749-30-9117
甲賀	滋賀県甲賀合同庁舎4F	0748-62-8015	湖北	滋賀県湖北合同庁舎4F	0749-62-8998
東近江	滋賀県東近江合同庁舎4F	0748-22-1129	高島	高島市役所別館1F	0740-22-3107

※ なお、農地中間管理事業については、お近くの市町農政担当課・JA担当部署、県農業農村振興事務所農産普及課でもお問い合わせできます。